



議案第百号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正について

次のとおり議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年九月二十四日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和四十九年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年三朝町条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の五十」に改め、同項第三号中「百分の五十」を「百分の五十六」に改め、同項第四号中「百分の五十五」を「百分の六十二」に改め、同項第五号中「百分の六十」を「百分の六十七」に改める。

附則第三条第一項中「十年」を「二十年」に、「遺族補償年金の最初の支払に先だつて」を「規則で定めるところにより」に、「四百倍に相当する額」を「千倍に相当する額を超えない範囲内で規則で定める額」に改める。

別表の下に「(第九条関係)」を加え、同表中

一 五〇〇	二 九〇〇	二 四〇〇	三 七〇〇	三 五〇〇	四 五〇〇	一 七〇	二 四〇	一 六〇	一 九〇	二 一〇	二 四〇	二 八〇	倍 数
----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------

を

一 五〇	一 六〇	二 五〇	二 三〇	三 九〇	三 〇〇	五 〇〇	一 三〇	一 五〇	一 八〇	二 一〇	二 四〇	二 七〇	三 一〇	倍 数
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------

に改める。

附 則

この条例は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）第十二条第三項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る遺族補償年金及び障害補償年金並びに同日以後に支給すべき事由の生じた障害補償一時金について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金及び障害補償年金並びに同日前に支給すべき事由の生じた障害補償一時金については、なお従前の例による。

3 新条例附則第三条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた公務上の死亡又は通勤による死亡に関して適用し、同日前に生じた公務上の死亡又は通勤による死亡に関しては、なお従前の例による。